



平成 29 年 3 月 31 日
内閣府（防災担当）

「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」 の公表について

平成 28 年熊本地震で明らかとなった課題等を踏まえ、昨年 10 月から「地方公共団体の支援体制に関する検討会」を設置して議論を進めていたところ、今般、「地方公共団体のための災害時支援体制に関するガイドライン」を策定しましたので、公表します。

なお、本ガイドラインについては、以下の内閣府（防災担当）のホームページから御覧下さい。ガイドラインの概要については、別添を御参照下さい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyoumukeizoku/index.html>

＜本件問合せ先＞

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（防災計画担当）付

電話：03-3501-6996

参事官補佐 大山 直宏

主 査 狩谷 彰宏

主 査 小寺 裕之

FAX : 03-3581-7510

地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（概要）

はじめに

「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」
(H28.12 中央防災会議 熊本WG)

受援を想定した体制整備について
検討を進めるべきと提言

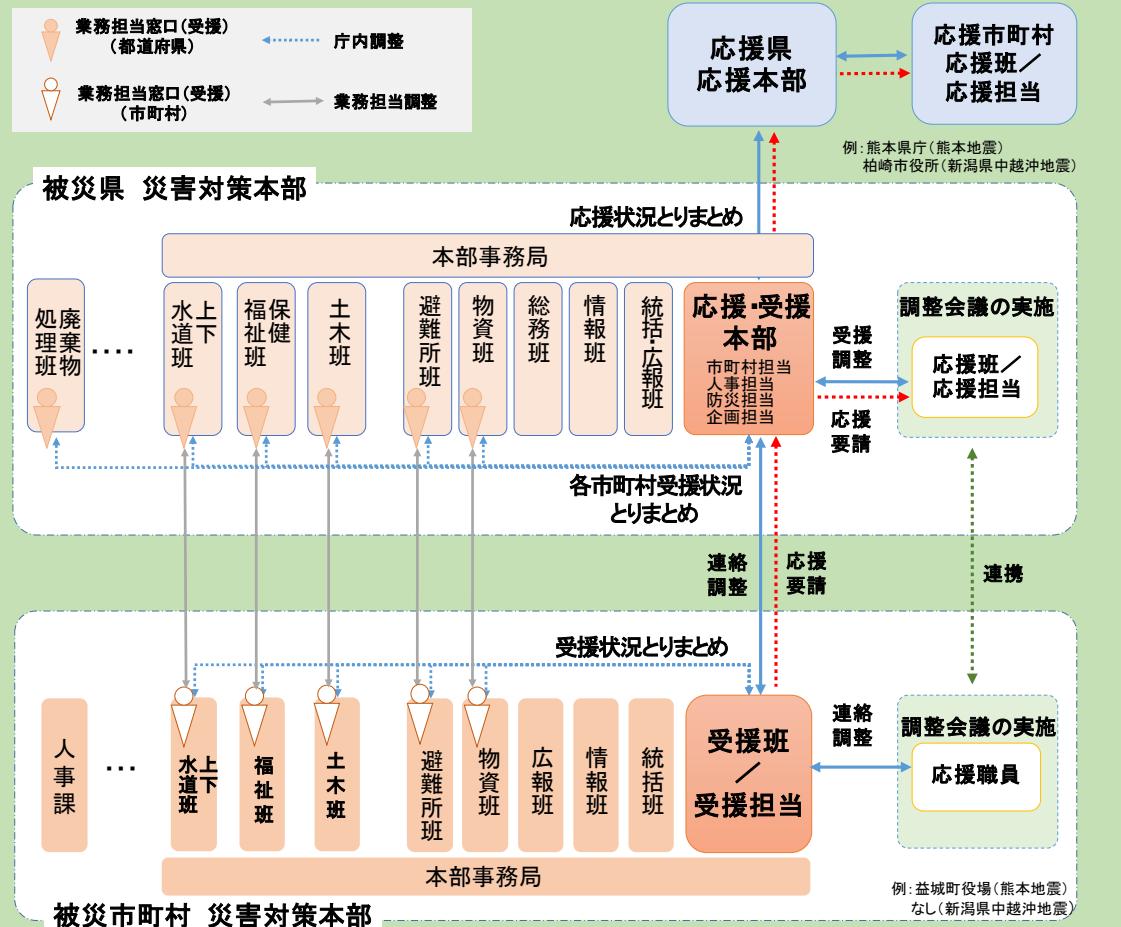
応援・受援の現状

- 人的・物的応援においては、様々な枠組みによる支援が存在し、**全体像の把握が難しい現状**がある
- 応援の受入れは、災害対策本部の各班・課の業務担当窓口が担っているため、**一元的把握に課題**がある
- 都道府県の応援・受援体制がはっきりしない
- 様々な応援の枠組みの中で多種多様な業務が対象となっており、**受援側が把握しきれていない**

応援・受援の体制（被災県・被災市町村）（応援県・応援市町村）

- 被災都道府県は、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村は、災害対策本部内に「受援班／受援担当」を設置し、役割を明確化しておく
- 応援を送り出す県には「応援本部」を、市町村には「応援班／応援担当」を設置し、役割を明確化しておく

【地方公共団体における応援受援の全体イメージ】



応援・受援に係る基礎知識

- 初動期、応急期、復旧・復興期の各局面を踏まえた応援を実施する
- 災害対応に必要な資源を把握し、必要な資源を見積もることを心がける
- 人的・物的資源の流れと応援側・受援側の役割を理解しておく
- 人的・物的資源管理するために必要な情報を理解し帳票等を整備しておく
- 応援受援の対象となる業務とその具体内容を明らかにしておく
- 担当業務の支援だけでなく、業務の「マネジメント支援」も応援・受援の対象と位置付ける

【地震対応時の主な業務と応援の関係】

地震対応時の主な業務と応援との関係			
被災自治体による主な対応	応援実態	初動期（災害～3日程度）	応急期（3日後～1週間）
① 災害対策本部の運営	△	・災害対策本部設立・本部会議・記者会見	・国・県・市町村等の合同会議
② 通信の確保	△	・情報通信の確保（確認確認）・独立地図の通信手段の確保	
③ 被害情報の収集	△	・被害状況に関する情報収集・情報整理	・企業等の被害情報収集
④ 災害情報の伝達	△	・地図（余震）、情報、速報情報、避難行動、指揮命令の情報提供	
⑤ 応援・受援体制の整備	■	受援調整班・担当班（被災市町村）：・受援に関する状況把握、とりまとめ、資源の調達・管理、応援・受援本部の設置（被災県）：・ニーズの把握・受援・応援に関する状況把握・資源の調達・管理、応援本部・班・担当の設置（応援県）：・先遣隊の派遣、応援に係る資源管理、府内調整等	
⑥ 広報活動	△	・民間の会報（被災地、隣接地）・広報機関の連携	・被災地の状況・被災地の現状に関する情報・イベント等の連絡
⑦ 救助・救急活動	○	・行方不明者の捜索・救助活動・被災地の現状・適切な避難場所の確保	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑧ 避難所等、被災者の生活対策	○	・避難所の設置・運営、被災者を受け入れ	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑨ 特別な配慮が必要な人への対策	○	・安否確認、必要な支給の確認・専門スタッフの配置	・生活不適発見の早期発見・被災者の心のケア・生活開拓の早期
⑩ 物資等の輸送、供給対策	○	・物資搬入搬出・物資の搬入方法を把握・給水の物資、他の要員確保	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑪ ボランティアとの連携・協働	○	・ボランティアの受け入れ・被災地での活動・ボランティアの現状・ボランティアによる多様な支援	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑫ 公共インフラ被害の応急措置等	○	・公共施設の被災状況の点検・周辺環境の確認・土砂崩れの危険性の確認	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑬ 建物、宅地等の応急危険度判定	○	・建物倒壊危険度の点検	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑭ 被害認定調査、罹災証明の交付等	○	・被災認定調査の実施	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑮ 仮設住宅	△	・仮設住宅必要戸数の算定	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑯ 生活再建支援	○	・再建資金交付	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報
⑰ 災害廃棄物処理	○	・廃棄物処理の実施	・被災地の現状・被災地の現状に関する情報

【業務例 1】 応援職員が実施する避難所運営支援業務の具体業務

【業務例 2】 応援職員が実施する住家被害認定調査業務の具体業務

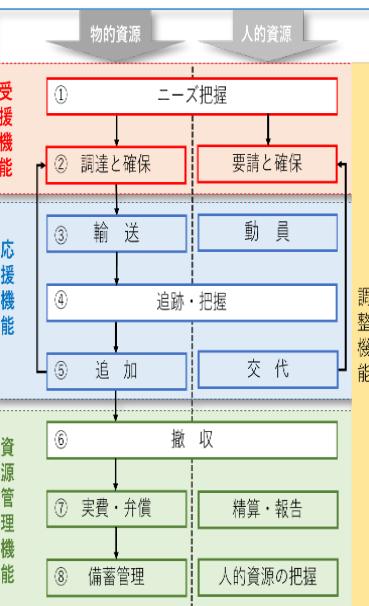
平時からの取組

- 地方公共団体は、応援・受援計画等の策定に取り組む
- 「どの業務」に「どのような人的・物的資源が必要か」を資源管理表に整理しておく
- 研修や図上訓練等の実施により、応援・受援の実効性を高めておくとともに相互に顔の見える関係を構築しておくなど

海外からの支援に対する基本的な考え方

- 国からの照会に基づき、必要があれば国に支援を要請を行う

【人的・物的資源の流れ】



【資源管理帳票（エクセル）】

項目	内容
対応実態	○：活発な応援が実施されている業務、△積極的な応援が期待される業務、■円滑な応援・受援に必要となる対応
対応終了時期	※対応の終了時期は、災害の規模や地域の実情により異なる
対応実績	●：被災地に実績がある業務
対応実績	○：被災地に実績がない業務

【受援体制の整備とは】

